

令和 6 年

5 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年5月13日（月） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
			29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

28番 田村 晴久 委員

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	主事	佐藤輝一	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第28号 農用地利用集積計画について
議第29号 令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年5月の酒田市農業委員会定例会を開会したいと思います。

では、初めに、齋藤会長さんよりご挨拶をお願いいたします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございました。

では、総会に入りますけれども、本日の議長につきましては、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることになっております。では、齋藤会長、引き続き議長をよろしくをお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、28番、田村晴久委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、16番、佐藤浩良委員、17番、高橋公基委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、議案の資料3ページからになります。

1 農地法第3条の3の届出書の受理について27件、2 農地の現況等に係る照会に対する回答について3件、3 解約1件、4 農地法第18条第6項の規定による通知受理につきまして5件、以上36件となっております。

では、中身の詳細につきまして、安倍主査から報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

では、詳細につきまして、安倍主査より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、13ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田30番、宮海と藤塚の畑と田、合計15筆、2万7,574平米、その他、使用貸借権の設定です。山林地目については、現況畑となっております。

酒田31番、広野、浜中、広岡新田の田と畑、合計20筆、2万7,266.26平米、その他、使用貸借権の設定です。こちらは、先ほど解約ありました後継者変更のための使用貸借権の設定です。

酒田32番、浜中の畑2筆、627平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料をご覧ください。

10アール当たりの売買価格が、酒田32番、総額40万円からの割り返しで63万8,000円となります。

続きまして、酒田33番、広岡新田の畑、7,745平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料1

ページをご覧ください。10アール当たりの売買価格が総額210万円からの割り返しで27万1,100円

です。受け人の要件、売買価格、農地に抵当権が設定されていることなどの理由により、3条申請となっています。受け人からは、抵当権が設定されていることに関し、確認書を頂いております。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

おはようございます。

八幡3番、遊佐町当山、〇〇から大蔵、〇〇。畑1筆817平米になります。

議案2段目の49.58平米には農作業小屋が建っている状況にあります。申請理由は相手方の要望で、所有権移転、売買となります。別紙資料1ページをご覧くださいと思います。単価10アール当たり12万2,400円。総額10万円からの割り返しになります。渡し人ですけれども、遊佐町に嫁いで、両親も亡くなったこともあって、実家が空き家になったということもあり、管理困難な、隣接する山林を含めて売りたいというようなことで、このたび3条申請があったものです。

八幡3番は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

おはようございます。

続きまして、松山3番ご説明いたします。

こちら石名坂の〇〇から石名坂の〇〇へ、石名坂の田んぼ1筆220平米、相手方の要望、所有権移転で贈与となります。こちらにつきましては、受人の〇〇で税務署に贈与税等の確認を行っていたいており、問題ないとお話を伺っております。

松山からは以上でございます。

○平田総合支所 出嶋専門員

おはようございます。

それでは、11ページに移ります。

平田3番です。

平田3番、20筆、3万6,974平米、その他、使用貸借となります。

平田4番、1筆の166平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料をご覧くださいと思います。平田4番、166平米を10万円、割り返しで60万2,400円になります。

平田は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

5月8日に、第6班による農地調査委員会を行っております。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第27号については許可決定といたします。

◎議第28号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第28号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第28号 農用地利用集積計画につきましては、1番、一般事業の1、所有権移転につきまして1件、利用権の設定につきまして10件の計画の申出がございます。その可否を決定しようとするものであります。

議案の詳細につきまして、安倍主査より説明します。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、16ページをご覧ください。

今回、審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、説明いたします。

議案書の16ページ、1番、一般事業、(1)所有権の移転、同時設定の特例です。公告予定日は5月17日です。同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために、買い入れと同時に法人へ貸付けを行う必要があるため、所有権移転と利用権設定を同時に行うものです。今回の同時設定の特例は1件で、北平田2番、円能寺の田1筆、合計2,989平米です。所有権移転の譲受人は、法人の構成員である円能寺の〇〇で、10アール当たりの対価は60万2,208円です。総額180万円。移転時期、支払い時期はともに5月31日です。利用権設定の借受人は農事組合法人ファーム北平田で、賃借料は1万円、契約期間は後に中間管理事業に切り替えるために1年となっております。

以上です。

続いて、一般事業、利用権の設定です。

西荒瀬5番、6番、関連で同じ借受人になります。2件とも3,232円の10年の更新です。

広野8番、9,000円の1年の更新です。

袖浦7番、8番、関連で同じ借受人です。2件とも5,000円、5年の更新で、山林地目は現況畑となっております。

浜中5番、賃借料はゼロ円の使用貸借となっております。5年の新規です。山林地目は、現況畑となっております。借受人は新規法人になっておりますので、別紙資料の2ページをご覧ください。〇〇合同会社は今回農地の借入れとなりますが、左側の農地所有適格法人に該当することを確認しています。確認資料としまして、別紙資料の3ページ、4ページが要件確認書、5ページ、6ページが農地利用についての確認書、7ページが農地利用計画シート、8ページから11ページが法人の定款、登記簿になりますので、ご覧ください。

浜中5番は以上です。

続いて、浜中6番、7番、関連で同じ借受人になります。9,000円の10年の移転となります。畑地目は現況田んぼとなっております。

続いて、平田地区をお願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、引き続き平田地区に入ります。

平田15番、10アール当たり1,000円で3年、更新になっております。

平田16番、10アール当たり1万円の賃借料で10年、移転ということになっております。

平田地区は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第28号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時53分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

議案書16ページ、所有権の移転、同時設定の特例、北平田2番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

北平田2番の議事参与の制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、北平田2番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。ここで14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、27番、佐藤耕造委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時54分 休憩

午前9時54分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第28号 これまで計画決定した議事参与制限以外の議案について決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について計画決定といたします。
以上により、議第28号については全て計画決定となりました。

**◎議第29号 令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び
推進員等の最適化活動の点検・評価について**

○齋藤 均 議長

続きまして、議第29号 令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

19ページになります。議第29号 令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてですけれども、こちらは令和4年2月の制度改正によりまして、農業委員会の活動内容と農地利用最適化推進委員の皆様の個人の活動につきまして点検・評価を行うということになったことから、その点検・評価内容を総会で決定いただくため、お諮りするものであります。

このたび、議決された後には、山形県等にその内容を通知するとともに、市のホームページでも公表を行うということになっております。

なお、本日の別添資料に、さきにご提出いただきました各委員の皆様方の個別の活動点検表を添付しております。総会での意見を個人別に付す必要がございますので、名前等は削除し、順不同になっております。総会資料と併せてご参照いただきまして、それぞれご意見の上、決定をお願いいたします。

資料の詳細につきまして、阿彦次長より説明いたします。

○阿彦事務局次長

それでは、議案書の19ページから26ページまでと別添資料の12ページから45ページまでを併せてご参照ください。

それでは、先に議案書から申し上げます。

20ページに、続く21ページから26ページまでの内容をまとめた表が載っております。詳しくは、21ページから26ページに沿ってご説明したいと思いますので、タブレットをお開きください。

それでは、21ページ、ご覧ください。

最初に、去年、改選がございましたので、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況としては、改選後の状況として載せてございます。また、一番下に耕地面積とございますけれども、こちらは、毎年農林水産省が公表している耕地面積調査というものがございまして、その内容をここに載せてございますが、ご覧いただくとおり、田と畑の合計面積が合いません。ですが、これが農林水産省の公表値となっておりますので、このままご覧いただきたいと思います。

続きまして、22ページをご覧ください。

最適化活動の実施状況ということになっております。令和5年4月時点で、現状と課題に基づいて、その時点の状況確認しておりますが、その後、1年間の活動ごとに実績を記載しております。真ん中に③の実績ということでございますが、今年度の新規集積面積は58ヘクタールということでございまして、こちらについては、担い手と言われる方、認定農業者、認定新規就農者、あっせん基準到達者、集落営農法人、そういったものがこちらのほうで集積者のほうを載せてございまして、集積率、最終的には80.8%ということでございましたので、目標の80.5%に対しての目標は達成してございます。

続きまして、その下、(2)で遊休農地の発生状況です。

令和5年4月についてはご覧のとおりとなっております。ここに関しまして、続く次のページに、上から2段目ほどに③の実績ということで載せておりますけれども、去年の実績として、緑区分の遊休農地の解消については、1年間の活動としては1.5ヘクタールの解消となっております。実は、この最適化活動の仕組みとしては、令和4年度に制度改正がありまして、それで、その4年度

の前の部分、ストックされているものについての活動も見ていかなければならないものですが、まず、こちらについては、単年度での活動が1.5ヘクタール解消されましたということでございます。

その下、黄色区分の遊休農地の解消についてもどのようにしていくかというのが、ここに計画を立てるということになっておりますので、酒田市の場合は、例えば、多面的交付金事業などの活動、砂採取による優良農地造成、そういったところも踏まえまして、年間通じて活動を行うということにしておりまして、また、その下にありますけれども、緑区分の新規で発生したものについては1.5ヘクタールの解消でしたけれども、そういった部分で活動しているところでございます。

(3) 新規参入の促進のところをご覧ください。

こちらも現状としては令和5年4月の状況となってございまして、ここの仕組みがちょっと難しいんですけども、その下に②とあるのが目標ということで、令和5年4月時点の直近3か年の集積面積をまず出した上で、この3か年平均の1割相当を、新規参入者が探していた際に、すぐに貸し付けられる農地として用意しておきなさいよという、そういったことでの活動が求められております。

また、次のページをご覧くださいなのですが、それに対しまして、③の実績ということで、以前から、新たに新規参入者のために農地を空けておくわけにはいかないということでございましたので、酒田市の仕組みでありますマッチングで、地権者から出された農地をこちらに書かせていただいているところでございます。ホームページは公表していないところでございます。目標に対しての達成状況は100%ということでございます。

続きまして、真ん中ほど、2番の最適化活動の活動でございます。

毎月、委員の方々からお出しいただいております活動記録表は13枚以上お出しいただいておりますが、年度初めの11日にまず毎月やっていただくということで計画立てておりましたので、こちらについても十分に達成ができているところでございます。

そして、その下、(2)の活動強化月間の設定ということでございますが、飛びまして②、その下に実績ともありますが、皆様から、先ほど申し上げたマッチング会議などで活動いただいておりますところを書かせていただいております、目標3回に対して4回の達成がされているところでございます。

それでは、次のページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会の参加ということで、ここは年1回ということでございました。実績も1回ということでございますが、開催時期は昨年11月に開催させていただいております、食と農のビジネス塾、こちらのほうで新規参入農業者の事例発表などもありましたので、こちらで研修を深めたということでございまして、達成されているというふうに考えております。

その次のページについては、事務局の事務の実施状況でございますので、ご覧ください。

こういったものを踏まえまして、この別添資料をご覧くださいなのですが、別添資料には、今度は、先ほどの委員会活動全体の達成状況のほかに、委員個人の活動状況の達成確認が求められております。先ほどの事務局、委員会のものについては、県へ通知した後に、ホームページに公表をさせていただきます。それに対しまして、こちらの委員個人の活動については、この別添資料にあるとおり、内容を皆様から確認いただき、意見を付した後、山形県等への通知だけで締めたいと思っております。

また、さらに、昨年は委員改選年でありましたので、委員の人数が変わった地区については、個人の管轄面積もおのずと変わってきますけれども、そちらについても、県にどのように面積をカウントしていいかというのが、今、確認を求めているんですけども、これから案内が来るようになっておりますので、この面積等の内容、面積が変わると、集積率も変わってくるんですが、こちらのほうは適宜修正をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それで、先ほどご説明しましたとおり、別添資料は、氏名、議席番号は表記しない形で順不同、シャッフルした形で載せてございますので、それぞれ確認をいただき、お一人お一人への活動の評価をご審議お願いしたいと思います。

資料についてはご覧いただきますとともに、少し全体の評価についてのご説明をここでまた差し上げたいと思っております。

農業委員会全体の目標達成状況の評価決定をした上で公表することになりますけれども、これは、通知のガイドラインによりまして、活動項目別での配点が既に定められております。3つの活動項目として、1つ目の農地利用集積の成果は十分に目標達成している状況であります。また、2つ目

の遊休農地の解消に関しましても、減少にはならなかったものの、解消に向けて各委員が担当地区でご努力されている状況でございます。また、3つ目の新規就農促進につきましても、農業委員が仲介した農地のあっせん実績のほか、研修会に参加して情報収集に努めた実績もあるところでございます。これらをもちまして、委員個人への意見につきましても、配点を積み上げた内容としては、目標に対し、期待を大幅に上回る結果が得られたとなっております。

そして、ここでまた、委員個人への総会で決定する意見につきましてもご説明しますと、当市の農業委員29名の最適化活動につきましては、農地の集積に関しては、委員全員が一丸となって農地集積、集約の活動を活発に行っておりまして、集約化の促進にも積極的に取り組んでいる状況でございます。遊休農地の解消につきましても、新たに発生させない、または発生しても速やかに解消させていることは、日頃の農地パトロール等の取組によるところが大きいものと考えます。このように地区を超えて連携を取りながら、効果的な最適化活動に取り組んでおることから、委員活動の個人への総会での意見としましては、全員に対して活動状況に問題なしとするとの意見を付したいと事務局では考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

目標に対し、期待を大幅に上回ると考えられたとの説明でしたけれども、ここで2分間の精査の時間を取りますので、資料の確認をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

よろしいでしょうか。

ただいま、令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について資料をご確認いただきましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第29号 令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議なしと認め、令和5年度農用地利用最適化推進委員等の点検・評価について、農業委員会の意見を決定いたします。

農業委員会の活動内容については、原案のとおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、事務局からの説明があった内容の理由も付して、活動状況に問題なしとすることにいたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年5月定例総会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会